

第2号様式 入札公告個別事項【事後審査型】

入 札 公 告 （ 個 別 事 項 ）

岐阜県立寿楽苑電話交換設備等更新工事に関する一般競争入札公告

岐阜県立寿楽苑電話交換設備等更新工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」は岐阜県ホームページに掲載しています。なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。そのまま、ICカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

令和8年7月1日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 高一工第2号
工 事 名 岐阜県立寿楽苑電話交換設備等更新工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 岐阜市中2-470 岐阜県立寿楽苑地内
- (3) 工事概要 電話交換設備及びナースコール設備等の更新工事
- (4) 工 期 契約日から令和9年2月26日 まで
- (5) 予定価格 34,536,700円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 低入札価格調査制度 無
- (7) 最低制限価格制度 有
- (8) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定・一般（電気通信工事業）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	
電気通信工事業・総合点数750点以上	
施工実績に関する条件	
平成23年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。） ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあつては 工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 建築設備工事（建設業法で規定する電気通信工事）で、完成引き渡しの済んでいる工事費（税込み）900万円以上の施工実績	
配置技術者に関する条件	
本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日には専任で配置できる者であること。なお、専任特例1号及び専任特例2号を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。 ア 建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に該当する資格を有する者であること。 イ 平成23年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる、建築設備工事（建設業法で規定する電気通信工事）において、元請け人として工事費（税込み）が900万円以上の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。 ① 請負代金の金額が1,000万円未満の工事 ② 請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満の工事であっても、令和7年度、令和6年度における岐阜県発注工事の当該工種（電気通信工事）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上（令和7年度	

、令和6年度における岐阜県発注工事の当該工種（電気通信工事）に係わる受注実績がない場合は、令和5年度、令和4年度における岐阜県発注工事の当該工種（電気通信工事）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上）である有資格業者が受注した工事 ③ 請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満である総合評価落札方式工事	
技術者の兼務に関する条件	本工事は、専任特例1号、専任特例2号及び建設業法第26条の5の適用を認める工事である。
事業所の所在地に関する条件	「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「別表1」に示す岐阜圏域内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店が所在すること。
設計業務等の受託者等	対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 株式会社 EMステーション
その他の条件	「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県健康福祉部 高齢福祉課施設整備係	058-272-1111 (内線3474)	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁12階
工事担当課			

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和8年7月1日（水）午前9時から 令和8年7月24日（金）午後4時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和8年7月1日（水）午前9時から 令和8年7月14日（火）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和8年7月1日（水）午前9時から 令和8年7月24日（金）午後4時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和8年7月1日（水）午前9時から 令和8年7月8日（水）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和8年7月10日（金）まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和8年7月23日（木）午前9時から 令和8年7月24日（金）午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和8年7月27日（月） 午前9時から	電子入札システムによる 岐阜県庁12階
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	令和8年7月28日（火）午前9時から 令和8年7月29日（水）午後4時まで （ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない。）	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適格通知書の通知日から起算して7日以内（県の休日を含まない。）	入札担当課まで持参 書面（様式は自由）
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内（県の休日を含まない。）	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページによる 併せて入札担当課による閲覧

※)紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）。
 注)提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」に記載しています。